

規制改革推進会議 第7回 地域活性化・人手不足対応WG

2026年2月17日



株式会社 大仙



1. 農業用ハウスについて ①

(1) 農業用ハウスとは

農業用ハウスは、**作物を栽培する目的で建てられた施設（構造物）**であり、気温、光、水分、二酸化炭素などの**環境因子を調整する目的で、栽培空間を日射透過性のある被覆資材で覆ったもの**で、**人が中に入って作業できるもの**である。被覆資材にはガラスやプラスチックフィルム等があり、それぞれガラス温室、ビニールハウスと呼ばれることが多い。

□ 主なハウスの種類

骨格（鉄骨）と被覆資材の組み合わせや換気構造の違いによる



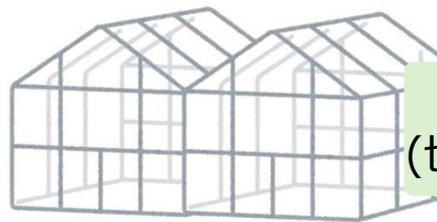
丸屋根
(アーチ型)

軟質フィルム

※最近では硬質フィルムもある



丸屋根（アーチ型）ビニールハウス



屋根型
(切妻屋根)

ガラス/硬質板

硬質フィルム

軟質フィルム



屋根型 ガラス温室

屋根型 ビニールハウス



ダッチライト型
(ランダ型)

大規模施設向け
※大規模とは概ね1ha以上

丸屋根

軟質フィルム

屋根型

ガラス/硬質板

硬質フィルム



ダッチライト型 ガラス温室

ダッチライト型 ビニールハウス

1. 農業用ハウスについて ②

(2) 農業用ハウスにおける主な栽培品目について



□ トマト (ハンギングガターによる多段採り栽培)



□ トマト (養液栽培)



□ ホウレンソウ (水耕栽培)



□ キク(電照菊) (土耕栽培)



□ キュウリ (養液土耕栽培)



□ 三つ葉 (水耕栽培)



□ 観葉植物 (鉢物栽培)



□ パプリカ (ハンギングガターによる多段採り栽培)



□ イチゴ (高設栽培)



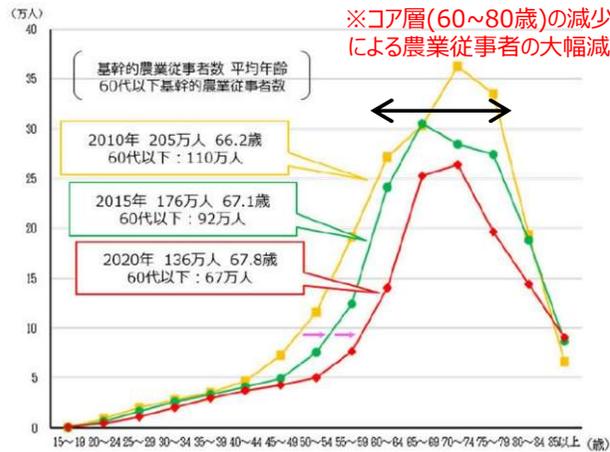
□ レタス (水耕栽培)



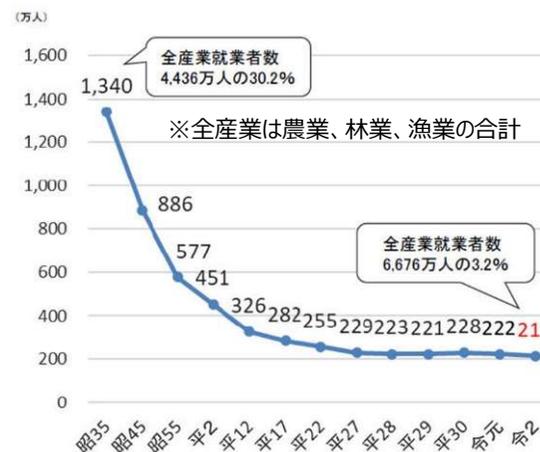
□ 観葉植物 (鉢物栽培)

2. 規制緩和を要望する背景 ①

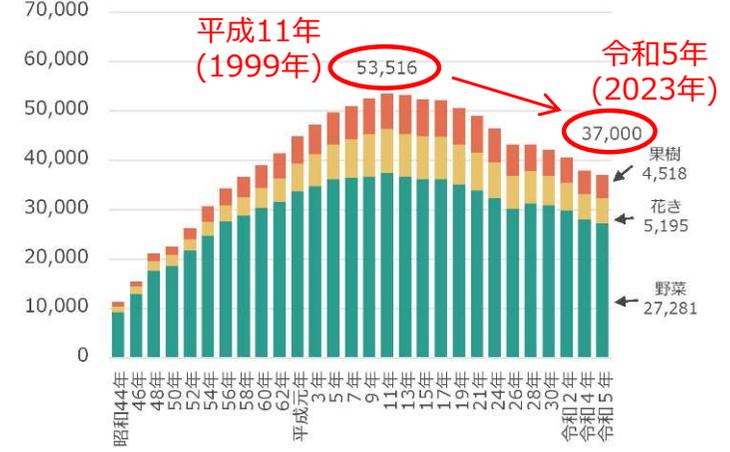
(1) 基幹的農業従事者の年齢構成



(2) 農林水産業就業者数の推移

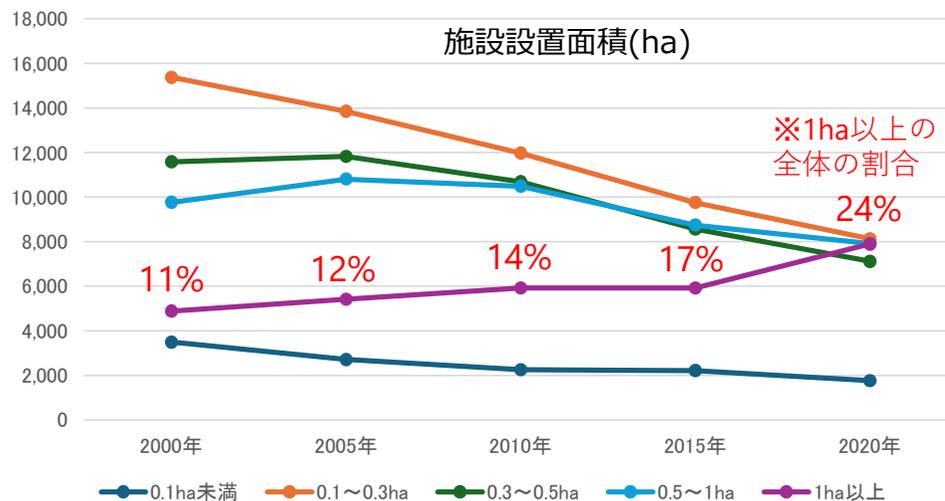


(3) 園芸用施設の設置実面積の推移



- 農業を支える基幹的農業従事者は年々高齡化し、今後一層の減少が見込まれる。
- 農林水産業就業者数は年々減少していたが、近年はほぼ横ばいで推移。
- ガラス温室やハウスなどの園芸用施設の設置面積は平成11年(1999年)をピークに減少傾向。

(4) 規模別の園芸用施設の設置面積の推移

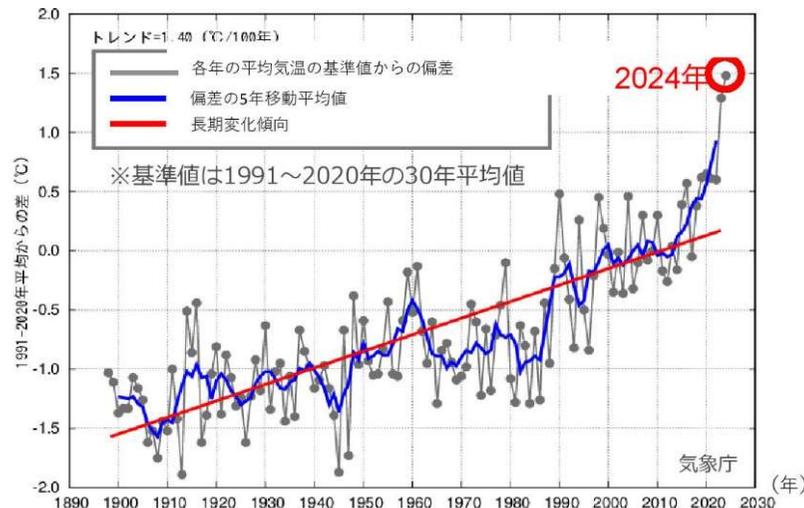


農業人口や園芸用施設の面積が減少している中で、**新規就農者も伸びていない。**そうした中で、**1ha以上の経営規模だけが増えており、施設園芸分野においても、大規模化や集約化が徐々に進んでいる。**

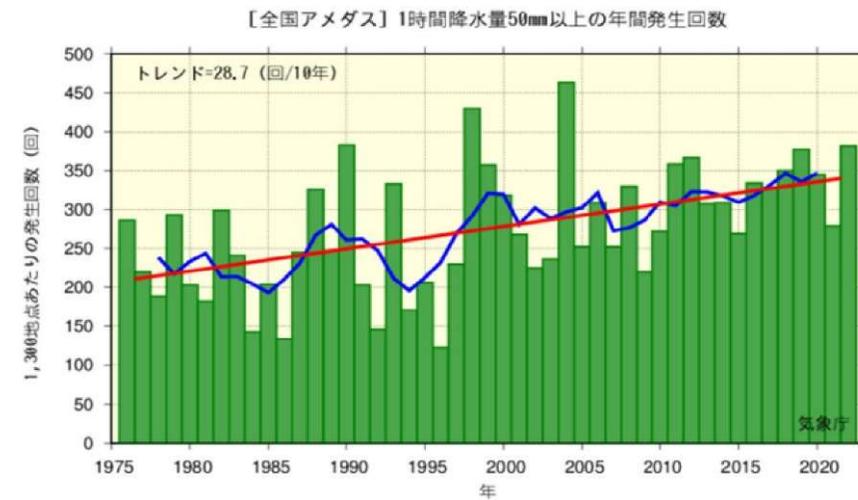
なお、1ha以上の経営規模においては、48%が黒字経営、22%が収支均衡、30%が赤字である。
(日本施設園芸協会調べ、2024年)

2. 規制緩和を要望する背景 ②

(5) 日本の平均気温偏差の経年変化



(6) 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



- 日本の年平均気温は、100年あたりで1.4°Cの割合で上昇。
- さらに、降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。

気候変動により、ますます露地では栽培しにくい状況となっており、参入企業は施設園芸に注目し、スマートグリーンハウス（太陽光利用型）や人工光型植物工場に興味を示す。

- 企業の場合、1ha以上の規模で、しっかり投資し、しっかり回収（稼ぐ）傾向があり、設備も高度化が進む。
- 個人生産者においても、人手不足からスマート農業への対応等、設備投資が増えている。

企業参入や新規就農者を促し、青果物の自給率アップに貢献するためにも手続きに係る手間や設置コストの負担を軽減し、**経営的にも魅力のある“儲かる農業”として確立**させる必要がある

3. 改善に向けた提案 ①

要望事項

農業用ハウスにおける建築基準法の適用基準の緩和

農業用ハウスにおける関連施設に関する基準を緩和すべきである

【現場での課題】

社会情勢の変化に伴い、農業参入企業が増加し、農産物の選果施設や集出荷貯蔵施設、さらには、高度に栽培環境をコントロールするコンピュータシステムを設置するための管理室であったり、従業員を雇用するためのトイレ、更衣室、事務所、休憩室の設置等、求められる設備や施設も多岐にわたっている。

これらの施設は、農産物の栽培そのものには供しないが、付随する関連施設として切り離せない関係にあり、栽培スペースと一体となった整備が求められている。

農業用ハウスに求められる役割は、時代と共に変化しており、さらには、雇用形態も変化している情勢においては、従来からの価値観のみで農業用ハウスを扱うには、判断に苦慮される事例が多く見受けられるようになった。

【要望理由】

農業用ハウスは使用方法の多様化（栽培品目の多様化）により、付随する設備や施設も多様化しており、それに対する法的な対応も急務である。付随する設備や施設（選果施設、集出荷貯蔵施設、管理室、事務所、トイレ、更衣室、休憩室等）においては、**農業用ハウス内に設置するものに限り**、その適用範囲を拡大させることで、その設備や施設を設置した区分においても、**建築物として扱わないこと**で、更なる施設園芸の普及拡大、発展に寄与するものとする。

3. 改善に向けた提案 ②

要望事項

農業用ハウスにおける被覆材の固定方法の明確化

「農業用ハウスを覆うプラスチックフィルムは容易に取りはずしができるものであること」とは専用工具を必要とせず、家庭にもあるような工具で容易に取りはずせるものとする

【現場での課題】

農作物の栽培を目的とした農業用ハウスは簡便なものであって、その屋根、覆いをビニール等で作って容易に取りはずしができるものは建築物とされないとあるが、屋根や覆い等の被覆材の固定方法に関して「取りはずしが容易である」という解釈をめぐり、計画、設計段階の協議において、判断に時間を要するケースが発生している。

一部の自治体においては、過去、長期展張可能な硬質プラスチックフィルムの展張に関し、止め方（固定方法）で問題になったケースがあり、計画、設計段階において、長期間に渡る協議が必要となったケースがあった。今でも施設園芸の盛んでない地域では、確認作業に時間を要する場合がある。

【要望理由】

プラスチックフィルムの止め方に関し、一般的には、軟質フィルム（農ビ、農PO等）はスプリング止め、硬質フィルム（フッ素フィルム等）はビス止めされることが多く、「容易に取りはずしができるもの」の解釈は、スプリング止めのみとされるケースがある。従来の農業用ハウスでは、低温期のみフィルムで覆うことをしていたが、近年、安価で丈夫なフィルムが開発されたことにより、中長期にわたって継続的に展張されるようになった。そのため、強風時に止め部材が外れ、フィルムが剥がれることで、内部設備や作物への被害が懸念される。また、取りはずしの段階で、軟質フィルムであってもマイナスドライバー等を必要とするケースが多く、道具無しで取りはずせる訳ではない。耐風速50m/s等の気象条件に耐えうる農業用ハウスの要件としては、スプリング止めだけでは実現性に乏しいことから、固定方法は問わないことが望ましい。

3. 改善に向けた提案 ③

要望事項

農業用ハウスに係る法規制等のとりまとめ・整理

農業用ハウス・設備の設置に関する法令を再度整理し、明確化すべきである

【現場での課題】

農業参入者の多様化（企業等）により、農業用ハウスについて、これまでの既存の設置方法ではなく、新しい設置方法（農地以外に設置したい等）があった時、どのような法律が適用されるのか知見がないため、調整に時間を要する。

【要望理由】

異業種から新たに農業、特に施設園芸分野に参入をめざす企業においては、露地とは異なる施設や設備関係に関する確認作業が煩雑化し、計画、設計段階において長時間を要することが想定され、対応に苦慮されるものと思われる。そこで、農業用ハウスの設置に関する法令（例えば、農地法（もしくは工場立地法）、建築基準法、消防法、開発行為等）や税制について、一つの場所に取りまとめられることで、確認や調整に関わるコストや時間の削減が期待できる。

3. 改善に向けた提案 ④

要望事項

農業用ハウス（または植物工場）に関する用語の統一

植物工場に関しては、特に太陽光利用型植物工場（もしくは太陽光・人工光併用型植物工場、農業用ハウスも含む）が**人工光型植物工場と混同され、誤解を招くケース**もあり、使用する名称などの周知を行うべきである

【現場での課題】

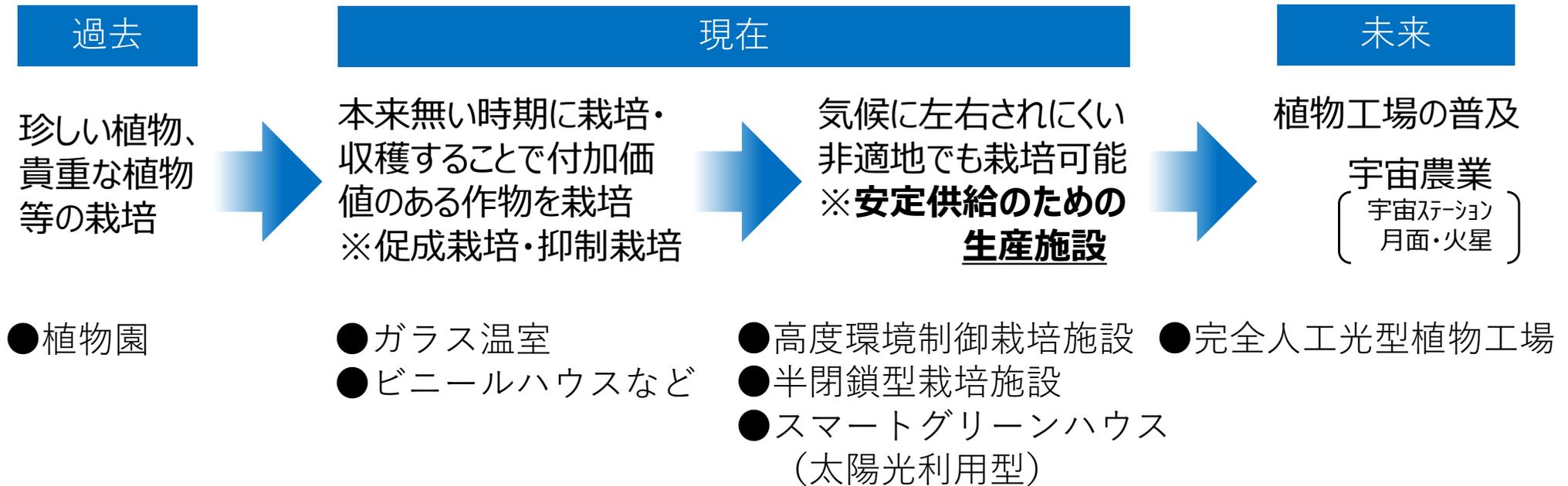
「太陽光利用型植物工場」という名称について、「工場」という表記が一般建築を想定させることもあり、「工場」と表記すると自治体の窓口が農業担当ではなくなる（農業用施設ではなくなる）と指摘されたケースがあった。

【要望理由】

太陽光利用型の農業用ハウスについては、「太陽光利用型植物工場」といったような「工場」という表現を使わないように周知する。例えば、「スマートグリーンハウス」といったような表現とする。また、用語の統一を図る。

補足資料①：農業用ハウスの役割のイメージ

農業用ハウスの役割・位置付けは、時代の変化と共に進化している。



植物を寒さから守り、季節や気候に左右されずに栽培するための施設。珍しい熱帯の植物などを観賞したり、トマトやメロンなどの野菜や果物を栽培するための施設。

気温を高めるだけでなく、**気温を下げたり**、さらには**人工的に光や湿度なども制御**することが可能な施設。さらに、「植物工場」では、外界と遮断した室内で気象をコントロールすることによって様々な植物の栽培が可能となる。

補足資料②：農業用ハウスの安全に関する考え方

(1) 耐用年数

施設の種類	標準耐用年数	安全度		
		クラス I	クラス II	クラス III
ガラスハウス	20年	40%	50%	70%
プラスチックハウス ※1	15年			
プラスチックハウス ※2	10年			

※1 標準耐用年数15年：硬質プラスチック板、10年以上の長期使用に耐える硬質プラスチックフィルムで被覆するハウス

※2 標準耐用年数10年：硬質プラスチックフィルム、軟質プラスチックフィルムで被覆するハウス

(2) 考慮する荷重および外力

- (1) 固定荷重： 施設の構造体、被覆材の荷重
- (2) 内部設備等による荷重： 環境制御装置、作業運搬装置等の内部装置による荷重
- (3) 作物荷重： 構造体から作物を吊すときの荷重
- (4) 積雪荷重： 最大積雪深に単位体積重量を乗した値
- (5) 風圧力： 高さ10mの最大瞬間風速（設計用風速）
- (6) 地震力： (1)、(2)、(3) の和に地震せん断力係数を乗じる

《補助事業等で求められる設計要件》

耐風強度：50m/s以上

過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることが出来る。
ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。

耐雪強度：50kg/m²

50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることが出来る強度を有するもの、若しくは、構造計算上これに準ずる機能を有するもの（ただし有効な融雪・消雪装置を装備する等の措置を講じた場合、減免措置あり）

安全度 / 標準耐用年数	10年	15年	20年
クラス I 40%	11	16	22
クラス II 50%	15	22	30
クラス III 70%	30	43	57

安全度（%）の考え方

クラス I： 経済性を重視する施設。

施設の耐用年数と採用する荷重の再現期間がほぼ同値なるため安全性がやや低くなり、リスクが少し大きくなる。

クラス II： 経済性と安全性のバランスを考慮した一般的な施設。

クラス III： 安全性を高くすることが望ましい大規模施設や設備等に多額の費用を投じる施設。